

食品群	基準値案 (ppm)	暴露評価に 用いた数値 (ppm)	国民平均 TMDI	国民平均 EDI	幼小児 (1~6歳) TMDI	幼小児 (1~6歳) EDI	妊婦 TMDI	妊婦 EDI	高齢者 (65歳以上) TMDI	高齢者 (65歳以上) EDI
きゅうり (ガーキンを含む)	0.2	0.02	3.3	0.3	1.6	0.2	2.0	0.2	3.3	0.3
かぼちや (スカッシュを含む)	0.6	0.037	5.6	0.3	3.5	0.2	4.1	0.3	6.9	0.4
しろり	0.6	● 0.6	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.5	0.5
すいか	0.6	● 0.6	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
メロン類果実	0.1	0.02	0.0	0.0	0.0	0.0	0.01	0.0	0.0	0.0
まくわうり	0.1	0.02	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
その他のうり科野菜	0.6	● 0.6	0.3	0.3	0.1	0.1	1.4	1.4	0.4	0.4
しょうが	0.05	0.01	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
えだまめ	1	0.34	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0
りんご	0.5	0.21	17.7	7.4	18.1	7.6	15.0	6.3	17.8	7.5
日本なし	0.2	0.051	1.0	0.3	0.9	0.2	1.1	0.3	1.0	0.3
西洋なし	0.2	0.051	0.02	0.0	0.02	0.01	0.02	0.01	0.02	0.0
マルメロ	2	● 2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
びわ	2	● 2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
ネクタリン	0.9	● 0.9	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
アズ (アブリコットを含む)	0.9	● 0.9	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
すもも (プルーンを含む)	0.9	● 0.9	0.2	0.2	0.1	0.1	1.3	1.3	0.2	0.2
おうとう (チェリーを含む)	0.9	0.25	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0
いちご	1	0.27	0.3	0.1	0.4	0.1	0.1	0.0	0.1	0.0
クランベリー	0.9	● 0.9	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
ぶどう	2	0.3	11.6	1.7	8.8	1.3	3.2	0.5	7.6	1.1
綿実	1	0.36	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0
その他のハーブ	12	5.8	1.2	0.6	1.2	0.6	1.2	0.6	1.2	0.6
陸棲哺乳類の肉類	1	筋肉0.01 /脂肪0.44	56.2	5.4	32.4	3.1	59.7	5.7	56.2	5.4
陸棲哺乳類の内臓	0.5	0.016	0.7	0.0	0.3	0.0	0.4	0.0	0.7	0.0
陸棲哺乳類の乳類	0.1	0.048	14.3	6.8	19.7	9.5	18.3	8.8	14.3	6.8
家禽の肉類	0.01	0	0.2	0.0	0.2	0.0	0.2	0.0	0.2	0.0
家禽の卵類	0.01	0	0.4	0.0	0.3	0.0	0.4	0.0	0.4	0.0
計			642.9	113.2	357.8	61.5	542.9	96.9	653.1	121.3
ADI比 (%)			232.0	40.8	435.6	74.9	187.8	33.5	231.7	43.0

●：個別の作物残留試験がないことから、暴露評価を行うにあたり基準値(案)の数値を用いた。

注：「牛の筋肉」等畜産物については、TMDI計算では「牛・豚・その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉及び脂肪」等の摂取量にその範囲の基準値案で最も高い値を乗じた。また、EDI計算では、JMPRの評価に用いられたSTM (管理試験の中央値；Supervised trial median residue)を用い、筋肉及び脂肪の比率をそれぞれ80%、20%として試算した。

高齢者については畜産物、妊婦については家きんの卵類の摂取量データがないため、国民平均の摂取量を参考とした。

TMDI：理論最大1日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)

EDI：推定1日摂取量 (Estimated Daily Intake)

(参考)

これまでの経緯

- 平成13年 4月26日 「インドキサカルブMP」初回農薬登録
- 平成17年 7月11日 農林水産省より厚生労働省へ「インドキサカルブ」の農薬登録申請に係る連絡（キャベツ、はくさい等）
- 平成17年11月 8日 厚生労働大臣から食品安全委員会委員長あてに残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請
- 平成17年11月10日 食品安全委員会（要請事項説明）
- 平成17年11月29日 残留基準値の告示
- 平成18年 6月26日 第1回農薬専門調査会総合評価第二部会
- 平成18年 7月18日 厚生労働大臣から食品安全委員会委員長あてに残留基準設定に係る食品健康影響評価について追加要請
- 平成18年 7月20日 食品安全委員会（要請事項説明）
- 平成19年 3月28日 第9回農薬専門調査会総合評価第二部会
- 平成20年 1月18日 第18回農薬専門調査会総合評価第二部会
- 平成20年 2月15日 第35回農薬専門調査会幹事会
- 平成20年 2月28日 食品安全委員会における食品健康影響評価（案）の公表
- 平成20年 4月 3日 食品安全委員会（報告）
- 平成20年 4月 3日 食品安全委員会委員長から厚生労働大臣あてに食品健康影響評価について通知
- 平成21年 2月 2日 薬事・食品衛生審議会へ諮問
- 平成21年 7月24日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会

●薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会

[委員]

青木 宙	東京海洋大学大学院海洋科学技術研究科教授
生方 公子	北里大学北里生命科学研究so病原微生物分子疫学研究室教授
○大野 泰雄	国立医薬品食品衛生研究所副所長
尾崎 博	東京大学大学院農学生命科学研究科教授
加藤 保博	財団法人残留農薬研究所理事
斉藤 貢一	昆薬科大学薬品分析化学教室准教授
佐々木 久美子	元国立医薬品食品衛生研究所食品部第一室長
志賀 正和	元独立行政法人農業技術研究機構中央農業総合研究センター虫害防除部長
豊田 正武	実践女子大学生生活科学部生活基礎化学研究室教授
松田 りえ子	国立医薬品食品衛生研究所食品部部長
山内 明子	日本生活協同組合連合会組織推進本部 本部長
山添 康	東北大学大学院薬学研究科医療薬学講座薬物動態学分野教授
吉池 信男	青森県立保健大学健康科学部栄養学科教授
由田 克士	国立健康・栄養研究所栄養疫学プログラム国民健康・栄養調査プロジェクトリーダー
鰐淵 英機	大阪市立大学大学院医学研究科都市環境病理学教授

(○：部会長)

答申(案)

インドキサカルブ

食品名	残留基準値
	ppm
とうもろこし	0.02
大豆	5
小豆類	0.2
えんどう	0.2
そら豆	0.2
らつかせい	0.02
その他の豆類(注1)	0.2
ばれいしよ	0.2
さといも類	0.05
かんしよ	0.05
やまいも	0.01
その他のいも類(注2)	0.01
てんさい	0.05
だいこん類(ラディッシュを含む)の根	0.05
だいこん類(ラディッシュを含む)の葉	5
クレソン	14
はくさい	1
キャベツ	1
芽キャベツ	12
ケール	12
カリフラワー	0.2
ブロッコリー	0.2
その他のあぶらな科野菜(注3)	12
チコリ	14
エンダイブ	14
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	14
その他のきく科野菜(注4)	14
ねぎ	2
パセリ	14
セロリ	14
その他のせり科野菜(注5)	14
トマト	0.5
ピーマン	1
なす	0.5
その他のなす科野菜(注6)	0.3
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.2
かぼちや(スカッシュを含む。)	0.6
しろり	0.6
すいか	0.6
メロン類果実	0.1
まくわり	0.1
その他のうり科野菜(注7)	0.6
しょうが	0.05
えだまめ	1
りんご	0.5
日本なし	0.2
西洋なし	0.2
マルメロ	2
びわ	2
ネクタリン	0.9
あんず(アプリコットを含む)	0.9
すもも(プルーンを含む)	0.9
おうとう(チェリーを含む)	0.9
いちご	1
クランベリー	0.9
ぶどう	2
綿実	1
その他のハーブ(注8)	12

※今回基準値を設定するインドキサカルブとは、S体とR体の和をいうこと。

(注1)「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らつかせい及びスパイス以外のものをいう。

(注2)「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしよ、さといも類、かんしよ、やまいも及びこんにやくいも以外のものをいう。

(注3)「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、コマツナ、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

(注4)「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゆんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。

(注5)「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

(注6)「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

(注7)「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちや、しろり、すいか、メロン類果実及びまくわり以外のものをいう。

(注8)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

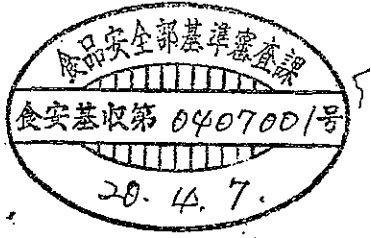
インドキサカルブ(つづき)

食品名	残留基準値
	ppm
牛の筋肉	1
豚の筋肉	1
その他の陸棲哺乳類に属する動物(注9)の筋肉	1
牛の脂肪	1
豚の脂肪	1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	1
牛の肝臓	0.5
豚の肝臓	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.5
牛の腎臓	0.5
豚の腎臓	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.5
牛の食用部分(注10)	0.5
豚の食用部分	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.5
乳	0.1
鶏の筋肉	0.01
その他の家きん(注11)の筋肉	0.01
鶏の脂肪	0.01
その他の家きんの脂肪	0.01
鶏の肝臓	0.01
その他の家きんの肝臓	0.01
鶏の腎臓	0.01
その他の家きんの腎臓	0.01
鶏の食用部分	0.01
その他の家きんの食用部分	0.01
鶏の卵	0.01
その他の家きんの卵	0.01
干しぶどう	5

(注9)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

(注10)「食用部分」とは、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外のものをいう。

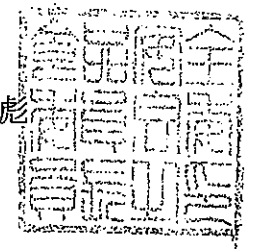
(注11)「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。



府 食 第 356 号
平成 20 年 4 月 3 日

厚生労働大臣
舛添 要一 殿

食品安全委員会
委員長 見上 彪



食品健康影響評価の結果の通知について

平成 17 年 11 月 8 日付け厚生労働省発食安第 1108003 号及び平成 18 年 7 月 18 日付け厚生労働省発食安第 0718034 号をもって貴省から当委員会に意見を求められたインドキサカルブに係る食品健康影響評価の結果は下記のとおりですので、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 23 条第 2 項の規定に基づき通知します。

なお、食品健康影響評価の詳細は別添のとおりです。

記

インドキサカルブの一日摂取許容量を 0.0052 mg/kg 体重/日と設定する。

農薬評価書

インドキサカルブ

2008年4月

食品安全委員会

目次

	頁
○ 審議の経緯.....	3
○ 食品安全委員会委員名簿.....	3
○ 食品安全委員会農薬専門調査会専門委員名簿.....	4
○ 要約.....	5
I. 評価対象農薬の概要.....	6
1. 用途.....	6
2. 有効成分の一般名.....	6
3. 化学名.....	6
4. 分子式.....	7
5. 分子量.....	7
6. 構造式.....	7
7. 開発の経緯.....	7
II. 安全性に係る試験の概要.....	8
1. 動物体内運命試験.....	8
(1) 血中濃度推移.....	8
(2) 排泄.....	9
(3) 体内分布.....	9
(4) 代謝物同定・定量.....	10
2. 植物体内運命試験.....	11
(1) ワタ.....	11
(2) レタス.....	12
(3) ブドウ.....	13
(4) トマト.....	13
(5) レタス、ニンジン、コムギ、ダイズを用いた後作物への吸収・移行試験.....	14
3. 土壌中運命試験.....	14
(1) 好氣的土壌中運命試験.....	14
(2) 土壌吸着試験.....	15
4. 水中運命試験.....	16
(1) 加水分解試験.....	16
(2) 水中光分解試験(緩衝液).....	16
(3) 水中光分解試験(自然水).....	18
5. 土壌残留試験.....	18
6. 作物残留試験.....	19